

経理に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人えんぱわめんと堺の経理処理に関する基本を定めたものであり、財務及び会計のすべての状況を正確かつ迅速に把握し、この法人の健全かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、この法人の経理業務のすべてについて適用する。

(経理の原則)

第3条 この法人の経理は、法令、定款及びこの規程の定めるところによるほか、NPO法人会計基準に準拠して処理されなければならない。

(会計年度)

第4条 この法人の会計年度は、定款の定めにより、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計区分)

第5条 会計上の次号区分は、行政庁へ届出を行った会計区分とする。

(会計処理の原則)

第6条 会計処理を行うに当たっては、特に次の原則に留意しなければならない。

- (1) 全ての収入・収益及び支出・費用は、収支予算に基づいて処理する。
- (2) 収入・収益科目と支出・費用科目とは、直接相殺してはならない。

(経理責任者)

第7条 経理責任者は、事務局とする。ただし、経理責任者に事故があるとき又は経理責任者が欠けたときは、代表理事が経理責任者の職務代行者を指名することができる。

- 2 経理事務の担当者は、経理責任者の指示に従って経理事務を処理するものとする。

第2章 勘定科目及び帳簿組織

(勘定科目の設定)

第8条 この法人の会計においては、財務及び会計のすべての状況を正確かつ迅速に把握するため必要な勘定科目を設ける。

- 2 各勘定科目の名称は、別に定める勘定科目表による。

(会計処理の原則)

第9条 会計処理を行うに当たっては、特に次の原則に留意しなければならない。

- (1) 貸借対照表における資産、負債及び正味財産並びに正味財産増減計算書における一般正味財産及び指定正味財産についての増減内容は、それぞれその総額をもって処理し、直接項目間の相殺を行ってはならない。
- (2) その他一般に公正妥当と認められる NPO 法人会計基準に準拠して行わなければならない。

(会計帳簿)

第10条 会計帳簿は、次の掲げるとおりとする。

(1) 主要簿

ア 仕訳帳 イ 総勘定元帳

(2) 補助簿

ア 現金出納帳 イ 預金出納帳 ウ 固定資産台帳
エ 基本財産台帳 オ 特定資産台帳 カ 会費台帳
キ 指定正味財産台帳 ク その他必要な勘定補助簿

- 2 仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代える。
- 3 帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

第3章 金銭

(金銭の範囲)

第11条 この規程において金銭とは、現金及び預金をいう。

- 2 現金とは、通貨、小切手、郵便為替証書、振替預金証書及び官公署の支払通知書をいう。
- 3 手形及びその他の有価証券は、金銭に準じて取扱うものとする。

(出納・保管責任者の峻別)

第12条 金銭の出納及び保管については、その責に任じる会計責任者を置かなければならない。

2 会計責任者は、経理責任者が任命する。

3 会計責任者は、金銭の保管及び出納事務を取扱わせるため、会計事務の担当者を若干名置くことができる。

(金銭の出納)

第13条 金銭の出納は、事務局が作成した入出金表に押印あるいは担当者の記名によって行う。

(改廃)

第14条 この規定の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

この規程は、2021年 3月15日から施行する。